

相談事業の活動実績とご相談内容等について

令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）



1. 相談事業の概要

原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「NDF」という。）は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の規定「NDFが資金援助を行った原子力事業者に係る原子力損害を受けた者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う」に基づき、**福島県内外で原子力損害賠償に係る弁護士による法律相談・行政書士による情報提供**を行っている。NDFが発足した平成23年の10月から実施し、令和4年3月までに延べ46,855件の相談・情報提供を実施した。

相談事業の形態について

対面相談（弁護士）

福島県内

巡回相談	復興住宅	復興住宅に入居された方々を対象に、個別相談を実施。
	仮設住宅	県内の仮設住宅集会所を順次訪問し、個別相談を実施。
	その他	避難指示が解除された地域の公共施設や借上住宅居住者で構成されている自治会の集会所等を会場として、説明会・個別相談を実施。
常設会場相談	県内（郡山市、福島市、会津若松市、白河市、いわき市、南相馬市、富岡町、楡葉町）の公共施設等を会場として、定期的に個別相談を実施。	
弁護士会への委託相談	福島県弁護士会と法律相談事業に関する委託契約を締結し、福島県内の弁護士事務所、居宅、公共施設等で個別相談を実施。	

福島県外

県外相談会	避難指示区域からの避難者が多い都県において、個別相談を実施。 （一部会場では賠償請求全般と住居確保損害を主なテーマとした説明会を同時開催）	
NDF本部 対面相談	NDF本部（東京）で毎週火曜日・木曜日に個別相談を実施。 ※年末年始等を除く	
弁護士会への 委託相談	全国の弁護士会と法律相談事業に関する委託契約を締結し、全国各地の弁護士事務所、居宅、公共施設等で個別相談を実施。	

電話（弁護士・行政書士）

電話相談（弁護士）

NDF本部（東京）で毎週火曜日・木曜日に弁護士による電話やWEB会議システムを利用した個別相談を実施。

※令和3年8月よりWEB会議システムを利用したオンライン相談を開始
※年末年始等を除く

電話情報提供（行政書士）

NDF本部（東京）で毎週月曜日～土曜日に行政書士による電話での情報提供を実施。

※年末年始等を除く



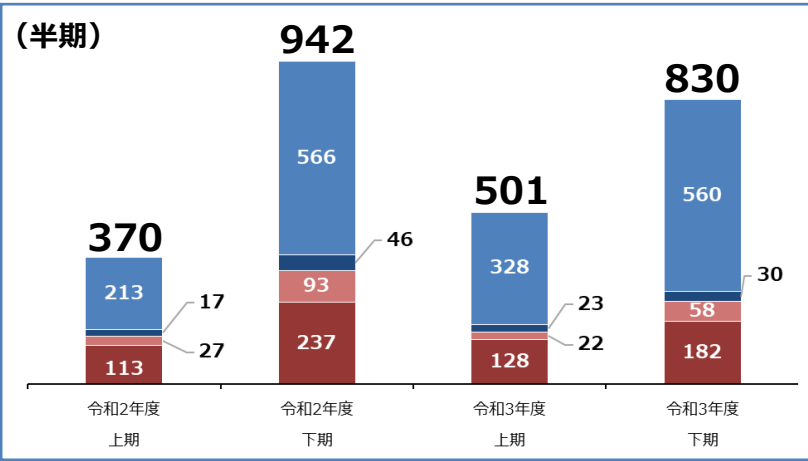
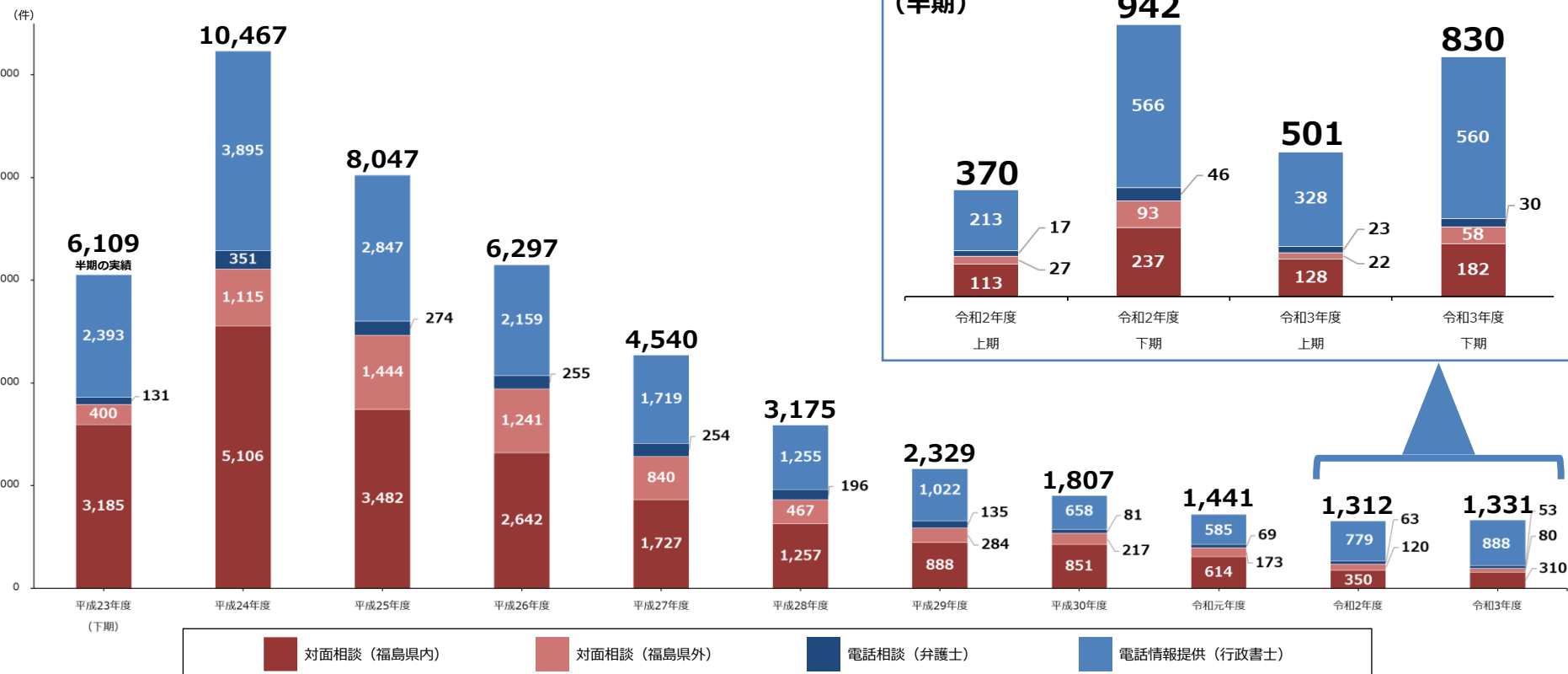
2-1.相談・情報提供件数の推移

- ✓ 令和3年度の対面相談、電話相談・情報提供の件数は、計1,331件（前年度比+1.4%、+19件）となった。主な増加要因は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で対面相談を控えて電話による問い合わせが増えたこと、文部科学省による広報（問い合わせ先がNDF電話相談ダイヤル）の反響が大きかったことが考えられる。

（1,331件の内訳）

- ✓ 対面相談の件数は、390件（前年度比-17.0%、-80件）。
- ✓ 電話相談・情報提供の件数は、941件（前年度比+11.8%、+99件）。

相談・情報提供件数の推移（通期）



※令和3年度上期の数値について、遅れて集計されたものがあることから前回報告からの変更あり（P2～P4）

2-2.相談・情報提供件数の推移（相談形態別）

- ✓ 巡回相談は、107件で前年度比-20.1%（-27件）で、特に復興住宅での相談件数が大きく減少した。新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、前年度同様、一部復興住宅では相談会の開催が見送られたこと、また感染拡大防止の観点から開催案内のための戸別訪問を控えたこと等が影響したと考えられる。
- ✓ 常設会場相談は、167件で前年度比-3.5%（-6件）と前年度とほぼ同水準の相談件数であった。
- ✓ 福島県外は、弁護士会委託の減少とともに、県外相談会の減少が目立つが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けやすかった首都圏での開催が多かったこと等が影響したと考えられる。※P5「3.県外相談会の相談実績」参照
- ✓ 電話（相談・情報提供）は、電話情報提供件数が888件で前年度比+14.0%（+109件）であった。前頁に記載のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で対面相談を控えて電話による問い合わせが増えたこと、文部科学省による広報の反響が大きかったことが増加した主な要因であると考えられる（特に福島県内でのテレビCMを見た方からの電話が多く寄せられた）。※P10、11「<参考>文部科学省が実施した主な広報①、②」参照

相談・情報提供件数の推移（相談形態別）

(件)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度		令和3年度	令和3年度		平成23年度～ 累計		
	下期										上期	下期		上期	下期			
対面相談（弁護士）	3,585	6,221	4,926	3,883	2,567	1,724	1,172	1,068	787	470	140	330	390	150	240	26,793		
内 訳	福島県内	3,185	5,106	3,482	2,642	1,727	1,257	888	851	614	350	113	237	310	128	182	20,412	
	巡回相談	復興住宅	-	-	-	-	3	34	236	328	270	120	37	83	85	38	47	1,076
		仮設住宅	2,360	3,327	1,718	1,133	657	449	131	25	0	0	0	0	0	0	0	9,800
		その他	34	261	289	197	126	51	35	54	36	14	2	12	22	2	20	1,119
		常設会場相談	791	1,518	1,475	1,312	941	723	486	395	241	173	64	109	167	68	99	8,222
	弁護士会委託	-	-	-	-	-	-	-	49	67	43	10	33	36	20	16	195	
	福島県外	400	1,115	1,444	1,241	840	467	284	217	173	120	27	93	80	22	58	6,381	
	内 訳	県外相談会	356	390	475	598	365	233	150	103	96	51	15	36	39	5	34	2,856
		NDF本部対面相談	44	52	50	37	44	37	30	24	17	15	3	12	12	4	8	362
		弁護士会委託	-	673	919	606	431	197	104	90	60	54	9	45	29	13	16	3,163
電話（相談・情報提供）	2,524	4,246	3,121	2,414	1,973	1,451	1,157	739	654	842	230	612	941	351	590	20,062		
内 訳	電話相談（弁護士）	131	351	274	255	254	196	135	81	69	63	17	46	53	23	30	1,862	
	電話情報提供（行政書士）	2,393	3,895	2,847	2,159	1,719	1,255	1,022	658	585	779	213	566	888	328	560	18,200	
期間合計 対面相談+電話（相談・情報提供）	6,109	10,467	8,047	6,297	4,540	3,175	2,329	1,807	1,441	1,312	370	942	1,331	501	830	46,855		
説明会参加者数（人）	2,646	2,905	2,108	2,556	1,258	580	390	174	109	35	19	16	23	2	21	12,784		

2-3.相談・情報提供件数の推移（事故発生時の居住地別）

- ✓ 12市町村では引き続き、「浪江町」、「南相馬市」、「富岡町」、「大熊町」、「双葉町」の件数が多い。
- ✓ 令和3年度下期は、特に「いわき市」、「その他福島県」の件数が大きく増加した。これは文部科学省が福島県全域を対象に実施した広報（新聞折込チラシやテレビCM等）の反響等で、事故時に自主的避難等対象区域に居住されていた方等からの問い合わせが増えたことによる。※P10、11「<参考>文部科学省が実施した主な広報①、②」参照

相談・情報提供件数の推移（事故発生時の居住地別）

(件)	平成23.3.11 時点の人口	平成23年度 下期	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		平成23年度～ 累計			
												上期	下期				
田村市	41,662	137	177	104	65	34	25	15	11	10	11	1	10	12	4	8	601
南相馬市	71,561	902	1,810	1,164	921	723	510	380	320	193	149	41	108	172	53	119	7,244
川俣町	15,877	138	152	82	55	40	28	25	12	7	4	0	4	17	7	10	560
広野町	5,490	83	212	80	49	31	18	8	5	4	19	4	15	17	11	6	526
楢葉町	8,011	300	529	340	367	222	160	104	53	44	53	14	39	56	16	40	2,228
富岡町	15,960	448	866	710	477	377	276	254	189	200	144	48	96	109	46	63	4,050
川内村	3,038	124	118	114	55	46	41	18	9	7	9	1	8	15	4	11	556
大熊町	11,505	353	820	503	384	202	146	152	135	147	138	54	84	91	35	56	3,071
双葉町	7,140	60	158	315	211	159	111	96	84	98	76	29	47	73	23	50	1,441
浪江町	21,434	814	1,657	1,176	801	567	417	366	371	300	221	69	152	195	92	103	6,885
葛尾村	1,567	100	134	86	60	40	30	21	18	7	10	1	9	12	7	5	518
飯館村	6,509	239	434	187	131	97	74	45	39	35	45	13	32	28	12	16	1,354
いわき市		439	475	345	253	193	105	61	45	26	45	6	39	90	24	66	2,077
その他福島県		1,189	1,325	1,264	1,127	728	415	198	95	67	139	19	120	243	61	182	6,790
福島県外		419	700	486	344	242	119	109	67	51	65	7	58	36	25	11	2,638
その他（外国、不明）		358	300	139	34	58	41	31	22	11	28	12	16	29	17	12	1,051
期間合計		6,103	9,867	7,095	5,334	3,759	2,516	1,883	1,475	1,207	1,156	319	837	1,195	437	758	41,590

※ 平成23.3.11時点の人口は、“避難指示区域の状況（避難地域12市町村の詳細）”。福島復興ステーション。 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/list271-840.html> より
 ※ 同一案件での継続的な相談・情報提供等は1件として集計する場合があるため、2-1・2-2の相談・情報提供件数の合計値とは一致しない
 ※ 「その他福島県」は、被災12市町村およびいわき市以外の福島県内の市町村

・ 令和3年度県外相談会の実績

開催日		開催場所	県外相談 件数	説明会 参加者数
令和 3年 度 上 期	6月12日(土)	茨城県日立市(日立シビックセンター)	3件	
	7月10日(土)	東京都新宿区(新宿NSビル) ※賠償請求全般+住居確保損害に関する説明会同時開催	2件	2人
令和 3年 度 下 期	10月2日(土)	宮城県仙台市(中小企業活性化センター) ※賠償請求全般+住居確保損害に関する説明会同時開催	5件	7人
	10月24日(日)	埼玉県加須市(キャッスルきさい)	3件	
	11月13日(土)	東京都足立区(シアター1010)	10件	
	11月20日(土)	神奈川県横浜市(そごう9階・市民プラザ)	2件	
	12月11日(土)	茨城県つくば市(つくば市役所) ※賠償請求全般+住居確保損害に関する説明会同時開催	6件	9人
	12月18日(土)	山形県山形市(山形市総合福祉センター)	0件	
	1月15日(土)	埼玉県川越市(ウェスタ川越)	0件	
	1月22日(土)	東京都千代田区(東京国際フォーラム) ※賠償請求全般+住居確保損害に関する説明会同時開催	3件	3人
	2月5日(土)	茨城県水戸市(茨城県総合福祉会館) ※賠償請求全般+住居確保損害に関する説明会同時開催	4件	2人
	3月5日(土)	東京都豊島区(アットビジネスセンター池袋駅前)	1件	

・ 過去の県外相談会の実績

開催年度	開催回数	県外相談 件数	説明会 参加者数
平成25年度	10回	98件	227人
平成26年度	32回	466件	1226人
平成27年度	20回	290件	701人
平成28年度	21回	197件	389人
平成29年度	16回	119件	229人
平成30年度	17回	103件	155人
令和元年度	19回	96件	100人
令和2年度	14回	51件	35人
令和3年度	12回	39件	23人

※新潟県と山形県で定期的に開催していた相談会の実績は上記表に含まず(新潟県では平成24年度まで、山形県では平成29年度まで開催)

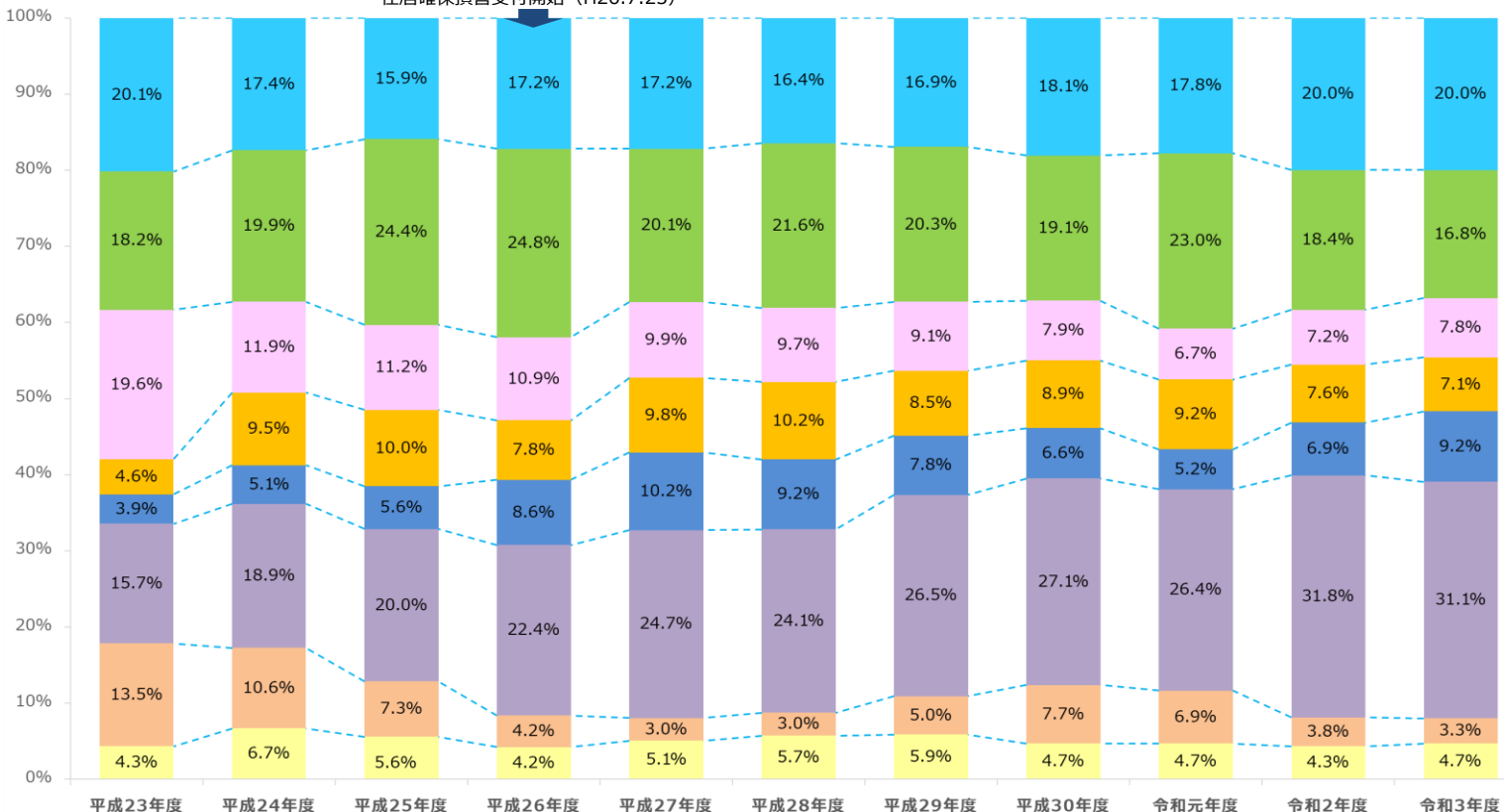
※新型コロナウイルス感染拡大に係る緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による会場閉鎖のため、上期開催を予定していた一部の相談会は下期開催に変更
 ※説明会参加者数の欄が斜線となっている会場は、説明会未開催(相談会のみ開催)

4.相談・情報提供内容の推移

- ✓ 相談・情報提供の内容の割合は、「請求手続・支払関係」、「個人賠償」、「財物賠償・住居確保損害」の順に高かった。
- ✓ 「個人賠償」の割合は、前年度に引き続き高く推移した。文部科学省やNDFをはじめとして、国や関係機関が早期の賠償請求手続きを促すための広報を継続して行っていることによると考えられる。賠償項目の多い「個人賠償」は、広報の効果が大きい傾向にある。
※P9「6.令和3年度に実施した主な広報②」、P10、11「<参考>文部科学省が実施した主な広報①、②」参照
- ✓ また、電話での問い合わせが相対的に多い「請求手続・支払関係」の割合も前年度に引き続き高く推移した。なお、「消滅時効」に関する相談は大きく減少した（令和2年度92件に対し、令和3年度26件）。

相談・情報提供の内容の割合の推移

住居確保損害受付開始（H26.7.23）



(凡例)



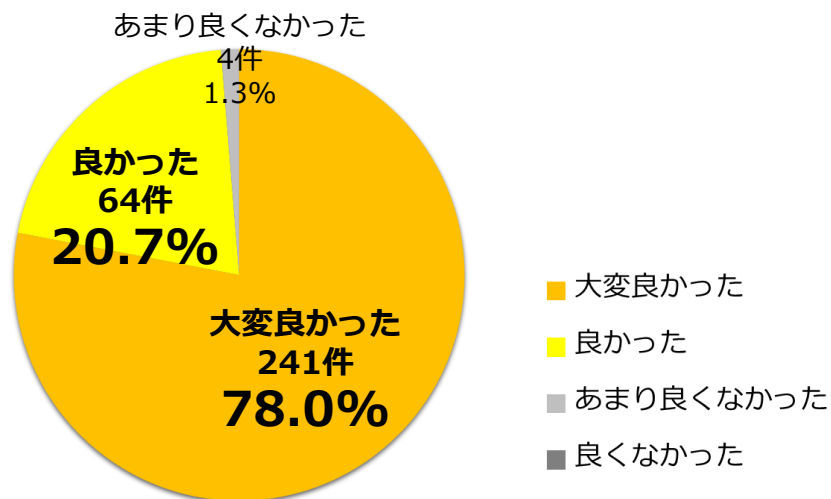
※個人賠償：精神的損害、生命身体的損害、一時立入・帰宅費用、就労不能損害、除染・検査費用、その他（お墓に関する損害の相談等）

※

※1件の相談に複数の相談内容が含まれる場合はそれぞれを相談内容の数に計上

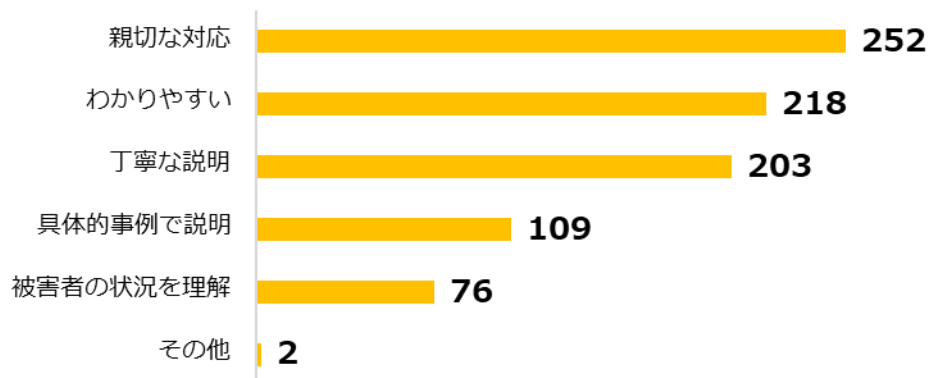
※グラフは相談内容の総数に対する各相談内容の数の割合（相談内容の総数 平成23年度下期：10,064 平成24年度：19,180 平成25年度：15,878 平成26年度：13,318 平成27年度：9,931 平成28年度：5,845 平成29年度：4,362 平成30年度：3,616 令和元年度：2,743 令和2年度：2,554 令和3年度：2,558）

Q1.個別相談を行った弁護士の対応や説明はいかがでしたか？ n=309 (巡回相談、常設会場、県外相談会で実施したアンケート結果の集計)

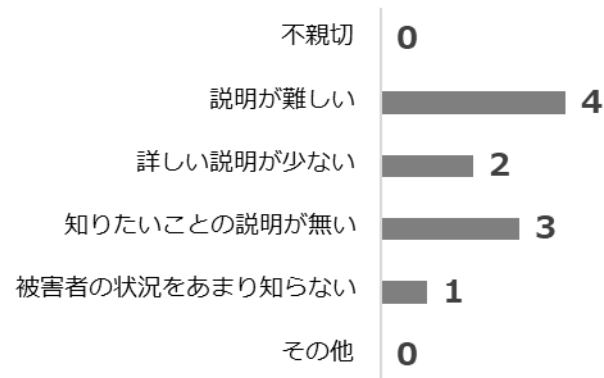


Q2.どのような点でそう感じられましたか？ (複数回答可)

「大変良かった」「良かった」と思う点



「あまり良くなかった」「良くなかった」と思う点



6. 令和3年度に実施した主な広報①

相談会の開催日程等をお知らせするための広報（チラシ）

下記のチラシを12市町村の広報誌に同封して約4万部を毎月送付する他、NDFのホームページ等で被害者の方へ相談会の開催日程等をお知らせ。

<表面> ※2種類

<中面>

**2022年2月号
2月・3月
開催分
相談会情報**

**原発事故による
損害賠償で
お困りの方は、
ご相談ください。**

無料弁護士相談

無料で、1回1時間、年度内6回までご利用できます。

●避難指示区域から避難された方、帰還された方
●自主的避難等対象区域の方 ●容体被害、風評被害を受けた方 等
お気軽にご相談ください。

●請求していない賠償があるが、手続きの方法がわからない。
●ADRへの申立てについて教えてほしい。
●請求額がわからない相談したい。

対面相談をご希望の場合
電話相談をご希望の場合

予約ダイヤル
0120-330-540

電話相談ダイヤル
0120-013-814

【新型コロナウイルス感染症拡大防止のための注意事項】
●相談を受ける場所は、マスクの着用をお願いします。消毒も実施します。
●マスクを着用していない相談を受けられない場合があります。なお、マスクを着用したにもかかわらず感染した
場合、マスクを着用していても感染した場合は感染が疑われます。また、感染した場合は、相談に伺えない
場合があります。相談を受ける際は、マスクに気を付けてください。また、感染した場合は、相談に伺えない
場合があります。相談を受ける際は、マスクに気を付けてください。

●対面相談を受けられる場合は、事前に2週間以上前まで、自治体等に「希望する相談の開催を受けたい」と
お申し込みください。

●原子力損害賠償・廃炉等支援機構

無料弁護士相談会 開催予定スケジュール

2022年2月

日	月	火	水	木	金	土
30	31	1	2	3	4	5
			東		東 郡 い 福 富	東 郡 富
6	7	8	9	10	11	12
	南		東		東	
13	14	15	16	17	18	19
			東	福	郡 い 白	勿 会 南
20	21	22	23	24	25	26
			東	福	東	
27	28	1	2	3	4	5
						い 南

●福島県内 弁護士対面相談

開催都市	会場	開催日程
郡山市	原子力損害賠償・廃炉等支援機構 福島事務所 郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル1階	2月 4(金)、18(金)、26(土) 3月 4(金)、18(金)、26(土)
福島市	コラッセふくしま 福島市三河南町1-20	2月 5(土)、16(水)、23(水) 3月 5(土)、16(水)、23(水)
いわき市	いわき産業創造館 LATOV(ラトフ)6階 いわき市平字田町120	2月 4(金)、18(金)、27(日) 3月 4(金)、11(金)、18(金)
富岡町	勿来市民会館1階 いわき市網町上川田21	2月 19(土) 3月 19(土)
楡葉町	富岡町文化交流センター 学びの森 富岡町大字本字王家622-1	2月 5(土)
会津若松市	みんなの交流館 ならはCANvas 楡葉町大字北田字中溝260	3月 5(土)
白河市	会津労働福祉会館2階 会津若松市西米町7-9	2月 19(土) 3月 9(水)
南相馬市	白河市産業プラザ 人材育成センター 白河市中田140	2月 18(金) 3月 18(金)
	原町生涯学習センター(サンライフ南相馬) 南相馬市原町区小川町322-1	2月 6(日)、27(日) 3月 6(日)、27(日)
	小高生涯学習センター(浮舟文化会館) 南相馬市小高区本町2-89-1	3月 12(土)
	ヨークベニマル原町西店 南相馬市原町区南町4-7-1	2月 19(土) 3月 19(土)

※各相談会の開催時間・駐車場の有無については、ご予約の際にご確認ください。
※相談会の開催日程・会場は変更になる場合があります。なお、開催日の2日前までに相談予約のない場合は、相談会とは中止させていただきます。

●福島県内の弁護士事務所等での対面相談(機構による福島県弁護士会への委託)

上記の相談会場・日程以外でも、お近くの弁護士事務所無料で相談を受けることができます。
また、ご自宅、入院先等で相談ができる場合があります(条件あり。お問い合わせください)。

【重要なお知らせ】新型コロナウイルス感染症の影響により、当機構で実施している賠償に関する説明会・相談会が、変更・中止となる可能性がございます。変更の有無につきましては、予約ダイヤルまでお問い合わせください。

2022年3月

日	月	火	水	木	金	土
27	28	1	2	3	4	5
			東		東 郡 い 福 富	東 郡 富
6	7	8	9	10	11	12
	南		東	会	東	
13	14	15	16	17	18	19
			東	福	郡 い 白	勿 南
20	21	22	23	24	25	26
			東	福	東	
27	28	29	30	31	1	2
	南		東			

●福島県外 弁護士対面相談

3 県外で開催する説明会(賠償請求全般・住居確保にかかる費用について)・相談会

茨城

場所 茨城県水戸市：茨城県総合福祉会館
茨城県水戸市千波町1918
日時 2月5日(土) 説明会10:00~12:00、相談会13:00~16:00

東京

場所 東京都豊島区：アットビジネスセンター池袋駅前別館
東京都豊島区東池袋1-6-4 伊藤ビル
日時 3月5日(土) 相談会10:00~12:00、13:00~16:00

4 東京(機構本部)での対面相談

祝日を除く毎週火・木曜 10:00~12:00
場所 東京都港区虎ノ門2-2-5 共同通信会館5階

ご希望の場合は、電話相談ダイヤル
0120-013-814まで
10:00~17:00 月曜~土曜(祝日除く) 12/29~1/3を除く

5 全国の弁護士事務所等での対面相談(機構による全国の弁護士会への委託)

上記の相談会場・日程以外でも、お近くの弁護士事務所無料で相談を受けることができます。また、ご自宅、入院先等で相談
ができる場合があります(条件あり。お問い合わせください)。

ご希望の場合は、チラシ裏面の
各弁護士会まで

123の対面相談 予約ダイヤル(事前予約制)

0120-330-540
(通話料無料) 9:30~17:00 土日・祝日も受付(12/29~1/3を除く)

6. 令和3年度に実施した主な広報②

早期の賠償請求手続きを促すための広報（チェックリスト）

昨年に引き続き、早期の賠償請求手続きを促すため、請求状況（東京電力への直接請求）のチェックリストを作成。令和3年11月に12市町村の広報誌に同封して約4万部を送付したほか、説明会や相談会で配布する等、被害者への広報活動を強化。

<表面>

<中面>

政府出資の原子力損害賠償・廃炉等支援機構 **保存版**

東京電力福島原発事故による被害者の皆さまへ

原子力損害の賠償請求はお済みでしょうか？

請求漏れがないか確認をお願いします。

（本チラシを添付）**請求状況チェックリスト**付き
（弁護士・行政書士）**専門家に無料で相談できます**

請求漏れ確認の3ステップ

（詳しくは中面及び裏面をご覧ください）

ステップ1 チェックリストは、本チラシの中面に掲載！

ステップ2 「依頼のチェックリストを見て電話したんだけど、分からないところがある」と

ステップ3 「請求漏れがないか不安で...」

チェックリストで請求状況を確認 **0120-926-404** (東京電力 問い合わせ電話番号)

機構の無料相談で専門家に相談 **0120-330-540** (相談期間をご希望の場合)

0120-013-814 (相談日時をご希望の場合)

請求漏れ確認の3ステップ CL-A

ステップ1 ご自身で以下のチェックリストを参考に請求状況をご確認ください。

避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域） 個人向け・主な賠償項目（東京電力への直接請求）請求状況チェックリスト

個人賠償		対象となる主な損害		請求済み (合意済み)	未請求期間 はないか	財物賠償		対象となる主な損害		請求済み (合意済み)	
避難生活等による精神的損害	要介護者等への増額	避難等によって被られた精神的苦痛に係る損害	要介護状態等のご事情による、避難等によって被られた精神的苦痛の増大	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	家財の賠償 (一般家財、高額家財)	財物価値が喪失したものの時価相当額または避難による管理不能に伴う財物価値減少の原状回復費用	<input type="checkbox"/>	仏壇の賠償	財物価値が喪失したものの時価相当額または避難による管理不能に伴う財物価値減少の原状回復費用	<input type="checkbox"/>
	移住を余儀なくされたことによる精神的損害	※帰還困難区域、大相町、双葉町対象	長期間にわたって帰還不能となり、当該地域における生活の断念を余儀なくされたことによる精神的苦痛等に係る損害	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	宅地・建物・借地権等の賠償	【宅地、借地権】 避難指示期間中に生じた市場価値の減少分 【建物】 避難指示期間中に生じた市場価値の減少分、避難指示期間中の経年にもなる財物価値の減少分、管理不能にもなる財物価値減少の原状回復費用	<input type="checkbox"/>	田畑の賠償	避難指示期間中に生じた市場価値の減少分	<input type="checkbox"/>
その他実費等	避難・帰宅に係る費用相当額	避難または帰宅に伴い負担された交通費、宿泊費、家財道具移動費用		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	宅地・田畑以外の土地の賠償	避難指示期間中に生じた市場価値の減少分	<input type="checkbox"/>	自動車に関する賠償	継続して警戒区域・帰還困難区域内にあったことにより、使用不能もしくは修理が必要となった車両の車両費用もしくは修理費用	<input type="checkbox"/>
	家賃に係る費用相当額	避難等に伴い発生した家賃		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	墓石等の移転（修理）に係る賠償	避難指示区域内に存在していた墓石等の修理もしくは移転に要した費用	<input type="checkbox"/>	立木の賠償	（避難指示区域および避難指示区域外の双葉町） 対象区域内に存在していた立木に生じた市場価値の喪失分 （野島町内（上記区域以外）） 対象区域内に存在していた樹木として出荷予定の立木に生じた市場価値の喪失分	<input type="checkbox"/>
生命・身体的損害	就労不能損害	避難等を余儀なくされたため生じた医療費、付随費用および入院慰謝料	避難等によって就労が困難となったことにより生じた給与等減収分、転居費用、通勤交通費増加額	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住居確保に係る費用	移住される際の住宅や宅地の購入費用や、帰還される際の建替え・修繕費用	<input type="checkbox"/>	借家	移住・帰還される先で新たな住居を確保するための費用（定額賠償）	<input type="checkbox"/>
就労不能損害	帰還に伴う就労不能損害	帰還に伴う就労環境の変化によって発生した給与等の減収額等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 上記は請求の対象とならない項目も含んでいます。例えば、就労不能損害は、事故発生時点において就労されていたか（就職・復職予定者を除く）は基本的に対象になりません。 事故時点に居住していた区域によっては賠償対象とならない項目もございます。 直接請求では認められなかった項目や賠償金額でも、個別の事情に応じて、原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）の和解仲介手続で認められる可能性があります。 					
自主的避難等に係る損害		放射線被ばくへの恐怖や不安、それに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						

※チェックリストは配布する市町村の区域に合わせて5種類作成

※詳しくはNDFのHP「原子力損害賠償請求状況（請求漏れ等）のご確認について」参照 https://www.ndf.go.jp/gyomu/sodankai_annai_seikyuu.html

早期の賠償請求手続きを促すための広報（福島県全域を対象とした新聞折込チラシ）

※問い合わせ先はNDF電話相談ダイヤル

<表面>

文部科学省からのお知らせ

東電福島原発事故の賠償力請求害

確認してください！
請求漏れはありませんか？

0120-013-814

お気軽にご相談ください！

文部科学省
原子力損害賠償・廃炉等支援機構

<裏面>

賠償が最後まで済んでいない
事故当時に子どもや妊婦だった
住居確保被害が未請求
亡くなったご家族の賠償が残っている
不動産の賠償の計算がわからない
賠償金額・内容に納得がいかない
弁護士に依頼したいが、どうすればいいか？

東電福島原発事故の損害賠償でお困りの方、無料電話相談をご利用ください。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構
0120-013-814
10:00～17:00 月～土
(祝休日、5/3～5/5を除く)

今までどのような賠償をもらったかわからない

原子力損害賠償・廃炉等支援機構では、無料電話相談のほか、対面による個別相談等も行っております。

個別相談を行った弁護士の対応や説明はいかがでしたか？

あまり良くなかった	1件 0.2%	大変良かった	1件 0.9%
良かった	36件 30.8%	良かった	1件 0.9%
大変良かった	79件 67.5%	あまり良くなかった	1件 0.9%
良くなかった	1件 0.9%	良かった	1件 0.9%

令和2年度上期のアンケート結果

まずはお電話お待ちしております。

文部科学省

<表面>

東電福島原発事故の損害賠償請求について、一緒に確認しませんか？

文部科学省

「相談してよかった」という声を増やしたい。

“今後どうすれば良いのかまで説明してもらい自分達が何をすれば良いのか分かりやすかった。”

“具体的な賠償事例を交えながら説明してもらって、参考になりました。”

原子力損害賠償・廃炉等支援機構
—NDF—

0120-013-814

<裏面>

見落としがちですが、こんな場合も請求ができます。

「賠償が全額済んでいるかわからない」場合もご相談ください。

事故当時に借家だった方で住居確保被害が未請求
賠償額が加算される場合があります

事故当時に子どもや妊婦だった
賠償額が加算される場合があります

家族が別々に避難し二重生活となった

通院費や減収した給与の賠償が済んでいない

まずはお電話でご相談ください。

賠償全般についてのご相談

原子力損害賠償・廃炉等支援機構 (NDF)
文部科学大臣等が監督する法人です。東京電力とは異なる第三者の立場で、弁護士による法律相談、専門家による情報提供等を無料で福島県内外で実施。賠償請求が円滑に進むよう丁寧に支援します。

(受付時間) 10:00～17:00 月～土 (祝休日を除く) ☎ 0120-013-814

賠償額・内容に納得できない場合

原子力損害賠償紛争解決(ADR)センター
中立・公平な立場の弁護士が入り、被害者の方と東京電力の和解に向けた仲介を行う。文部科学省の機関です。東京電力から賠償を受けたことがある場合、また東京電力へ直接請求をしたことがない場合にも無料でご利用いただけます。

(受付時間) 10:00～17:00 月～金 (土日祝日を除く) ☎ 0120-377-155

身近なお困りの方いましたら、電話相談のご案内をお願いします。みなさまの声をかけてくれる人がいます。

原子力損害賠償請求

福島民報 令和3年3月8日
福島民友 令和3年5月3日


福島民報・福島民友
令和4年1月3日

＜参考＞文部科学省が実施した主な広報②

早期の賠償請求手続きを促すための広報（福島県内でのテレビCM）

※問い合わせ先はNDF電話相談ダイヤル

東電福島原発事故の
損害賠償請求について、
一緒に確認しませんか？



文部科学省



東電福島原発事故の損害賠償請求 相談ダイヤル
☎️ 0120-013-814
原子力損害賠償・廃炉等支援機構 (NDF)

当時子どもや妊婦だった。

※被害を受けた方のプライバシー保護の観点から、本CMではイメージ画像を使用しております。



東電福島原発事故の損害賠償請求 相談ダイヤル
☎️ 0120-013-814
原子力損害賠償・廃炉等支援機構 (NDF)

家族が離れて暮らすことになった。

※被害を受けた方のプライバシー保護の観点から、本CMではイメージ画像を使用しております。

☎️ 0120-013-814

原子力損害賠償・廃炉等支援機構 (NDF) の電話相談ダイヤル
(受付時間) 10:00～17:00 月～土 (祝休日を除く)

原子力損害 賠償請求 🔍

＜放送期間＞ 令和4年2月15日～3月11日

＜放送局＞ 福島テレビ、福島中央テレビ、テレビユー福島、KFB福島放送